

令和8年6月2日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

笠間市長 山口 伸樹

市町村名 (市町村コード)	笠間市 (08216)	
地域名 (地域内農業集落名)	旧大原村地区 (下市原、中市原、上市原、小原)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年6月2日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・イノシシやハクビシンの被害が多いため対策が必要。
- ・耕作者の高齢化が進んでおり後継者もないため、若い担い手の育成及び確保が必要。
- ・農業機械の維持や更新には多くの費用がかかるため、担い手ごとではなく地域としての体制の構築を検討が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・イノシシやハクビシンの被害が多いため、担い手ごとの対策のほかに地域で有害鳥獣捕獲等の対策を推進する。
- ・主に土地改良事業を行った農地について、認定新規就農者等の若い担い手への集約化を優先的に進めつつ、地域外からの担い手の受け入れを促進する。また、若い担い手の確保・育成について、地域での協力体制を構築する。
- ・以前に土地改良事業を行った農地(原坪)でも、農業の生産効率の向上を図るために、補助金制度等を活用し再整備の検討を進める。
- ・農業用機械を地域で共有できるように、営農組合等の設立も検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	(307) 308 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	(307) 308 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定新規就農者等の若い担い手を中心に集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業を積極的に活用し、地域内の耕作できなくなってしまった農地等の担い手への効率的な貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
以前に土地改良事業を行った農地(原坪)でも、農業の生産効率の向上を図るため、用排水や農道の整備、農地の大区画化などの再整備を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、農業協同組合、土地改良区等との相互の連携を強化し、多様な経営体の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところは、農業支援サービス事業者への農作業委託を活用する予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやハクビシンの被害が拡大しないよう、電気柵等の設置や地域で有害鳥獣捕獲等の対策を推進する。